

公告第170号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和3年7月9日

郡山市長 品川 万里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 福島県沖地震による郡山市民文化センター災害復旧修繕
- 2 施行場所 郡山市堤下町 地内
- 3 施行期間 契約締結の日から令和3年12月28日(火)まで
- 4 業務概要 鉄骨・鉄筋コンクリート造
地下2階・地上5階
延床面積 19,694㎡
施設の内装・外構・電気設備・機械設備に係る災害復旧修繕
- 5 支払条件 一括払
- 6 最低制限価格 本業務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所本庁舎5階 教育委員会室
 - 2 日時 令和3年7月30日(金)午後3時
- ※ 郵送及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる者は、次の各項に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和3・4年度の建築一式工種の業種について郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成13年4月24日制定)に基づく工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月24日制定)、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定)及び郡山市建築物等維持監理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定)(以下「指名停止要綱」と総称する。)のいずれかに基づく指名停止期間中の者(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。

- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 郡山市内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- 7 過去15年間（本公告の公告日の15年前から入札参加申請書の提出期限日までの間）において、舞台を備えたホールを有する延床面積15,000㎡以上の公立施設の建築物修繕等を元請（共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）のある者であること。
- 8 建築一式工事の業種において建設業の許可を受けている者であること。なお、本業務を6,000万円以上の下請契約を締結して施工する場合は、建築一式工事の業種において特定建設業の許可を受けている者であること。
- 9 建設業法に定める資格を持つ技術者を主任技術者として配置できる者であること。ただし、本業務の契約金額が7,000万円以上となる場合は、専任で配置すること。また、本業務を6,000万円以上の下請契約を締結して施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として配置できる者であること。

第4 設計図書等の閲覧

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本業務に係る設計図書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。
 - (1) 期間 令和3年7月9日（金）から令和3年7月20日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 場所 郡山市文化スポーツ部文化振興課（郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階）

2 設計図書等の複写

入札参加希望者は、閲覧期間内において、郡山市文化スポーツ部文化振興課長の承諾を得て、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、入札参加申請書とともに、入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料を直接持参により提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を市長に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

2 申請書等の交付及び受付

- (1)期間 令和3年7月9日（金）から令和3年7月20日（火）まで（市の休日を除く。）
- (2)時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3)場所 郡山市文化スポーツ部文化振興課（郡山市朝日一丁目23番 郡山市役所本庁舎5階）（郵送等の取扱いは行わない。）

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により令和3年7月26日（月）までに郵送で通知する。

第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を令和3年7月9日（金）から令和3年7月15日（木）午後5時15分まで（市の休日を除く。）に電子メール又は直接持参の上、提出するものとする。

なお、直接持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に郡山市文化スポーツ部文化振興課（郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階）に提出すること。電子メールの場合は、次に指定する宛先に送付するとともに、必ず電話連絡を行うこと。

メールアドレス：bunkashinko@city.koriyama.lg.jp

電話番号：024-924-2661

- 2 質問に対する回答は、令和3年7月19日（月）までに質問者に回答し、その回答内容を郡山市ウェブサイトへ掲載するとともに、郡山市文化スポーツ部文化振興課において閲覧に供するものとする。

第7 入札保証金

免除とする。

なお、入札保証金の納付が免除となったものが落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないとき（本公告第12第2項に掲げる場合を除く。）は、入札保証金の全部を免除された者は入札金額の100分の5に相当する額を、一部を免除された者は入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納付すること。

第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は、当該10%に相当する額を除いた金額とすること。

第9 入札の中止等

本業務に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とする。(見積書の提出は原則2回を限度とする。)
- 3 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

第12 契約の締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、7日以内に行われなければならない。
- 2 入札から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項又は第4項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第13 契約保証金

- 1 落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証に係る証書の提出
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 契約保証金は、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額とする。
- 3 契約保証金の納入等は契約締結までに行うこと。
- 4 契約保証金は、本業務完了後の検査が終了した後に、請求により落札者に還付する。

第 14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、業務名及び施行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、規則による。

第 15 その他

- 1 必要な様式は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- 2 その他不明な点については、郡山市文化スポーツ部文化振興課文化振興係（電話：024-924-2661）まで問い合わせること。